

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 12 月 6 日(火)午前 9 時 00 分から午前 10 時 12 分

2. 開催場所 役場 2 階第 7・8 会議室

3. 出席委員(13 人)

会長	1番	有賀 勝英
会長職務代理者	2番	宮原 光平
委員	3番	原 美子
	4番	宮澤 依子
	6番	小島 敏雄
	7番	新村 幸子
推進委員		中村 脩司
		小澤 清之
		中條 清春
		栗林 秀樹
		福島 正一郎
		漆戸 裕司
		古村 孝

4. 欠席委員(1 人) 5番 中村 良治

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

議案第4号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告事項

(1) 農地法第 4 条の規定による農地を農業用施設に供することの届出

(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

(3) 認定電気事業通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫
書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためましておはようございます。年末に差しかかってきました。農業委員会総会を開会いたします。よろしくおねがいします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

おはようございます。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。天候が不順で雪が早かったんですけど、非常に農作物にいろいろ支障が出ているようです。野沢菜についてはお店に行っても全然出てこないという状況で、雪のために障害が出ているようですけれど、農業委員会は障害のないように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

6番の小島委員さんと7番の新村委員さん、よろしくお願いいたします。

<中畑事務局次長>

採択の方法について確認

(議事)

<有賀会長>

それでは議事に入ります、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局お願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。

諏訪市大字湖南・・・番地に所在する A 社が所有いたします、大字伊那富・・・番、面積 259 m² 及び大字伊那富・・・番、面積 257 m² 及び大字伊那富・・・番、面積 296 m² 及び大字伊那富・・・番、面積 136 m² 以上地目は田、計 4 筆、948 m²を駒ヶ根市赤穂・・・番地の、B 社が取得し、建売住宅を新築するための申請であります。譲受人は宅地建物取引業者免許を有する不動産業者であり、申請地に3区画の住宅を建て販売を行う計画であります。

なお事業計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初事業計画者の A 社は、建売住宅を建築するため平成 18 年 1 月 17 日に転用の許可を得て申請地を取得、住宅を建て販売する予定でしたが、購入希望者の目途が立たず事業を断念しておりました。今回は B 社が継承し、事業を進めたい計画であります。

申請地は伊北インターチェンジから概ね 300m以内の農地法第 5 条第 2 項第 1 号口の(1)の第 3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。こちらは、農振農用地でしたが平成 17 年 10 月 17 日に農振除外の同意を得ております。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<宮澤委員>

報告いたします。11 月 10 日に有賀会長と私とで現地確認に行つてまいりました。(場所の説明)、3 筆に分かれていて奥に入る取り付け道路がありという計画の現地で見つてまいりましたけれど、境はちゃんと入つており、下水も道路沿いにあり問題ないと確認してきましたが、ここは将来的にはインターから出て春日街道の延長線の道がかかるということをお知らせします。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

今の件については何かご意見ございますかね。将来的には説明のとおり道があきますということをお不動産業者も伝えておきますよということで返事をいただいておりますので、問題はないかと思つています。それではなければ挙手をお願いします。(全員挙手)、ありがとうございました。では次をお願いします。

<中畑事務局次長>

2 番、使用貸借権の設定でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの C さん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積 146 m²に、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの D さんが駐車場を新設するための申請でございます。貸付人と借受人は夫婦であり、申請地横に住宅を新築し移住されましたが、駐車場が不足したため自家用2台分の駐車場を新設したい計画であります。

申請地は伊北インターチェンジから概ね 300m以内の農地法第 5 条第 2 項第 1 号口の(1)の第 3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。こちらは、農振農用地でしたが平成 26 年 3

月 28 日付けで、農振除外の公告が済んでおります。また、西天土地改良区からの意見書も提出がありました。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<宮澤委員>

引き続きご報告いたします。11 月 14 日に有賀会長と私とで現地確認に行つてまいりました。既に新築の家の前に駐車場を建てるということで、特に問題はないという感じで見てきました。

<有賀会長>

何かご意見ありますか？なければ農業委員の方は挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

3 番、所有権の移転でございます。地図は 1 枚目の裏をご覧ください。こちらは、11 月の総会において農地法第 5 条第 1 項目的の買受適格者証明願でご審議いただいた件でございますが、申請者に売却が決定されたため 5 条の申請が出てまいりました。

辰野町大字伊那富・・・番、地目は畑、面積 253 m²を、辰野町大字伊那富・・・番地の E 社が取得し、資材置場を新設するための申請であります。譲受人は製造業を営む事業者であり、現在町内に資材置場がありますが、手狭なため資材置場を新設したい計画であります。

申請地は山林及び住宅に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

なお、この件に関しましては第 2 種農地における資材置き場の新設でありますので、常設審議委員会に意見を求めたいと思います。

<原委員>

今の説明にありましたように先月の委員会のなかでもご説明した案件です。先月宮原職務代理と現地を見てきております。以上です。

<有賀会長>

この件については何かありますか？それでは農業委員の挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計 47 件、91 筆、面積は 104,762.3 m²です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問があれば、よろしいですかね？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第3号、非農地の承認について】

<中畑事務局次長>

非農地証明の申請であります。地図は2枚目の表をご覧ください。

1 番、横浜市保土ヶ谷区権太坂・・・番にお住まいの A さん所有の大字伊那富・・・番、地目は畑、面積 220 m²について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は山林と宅地に囲まれた土地であります。昭和 54 年に申請地南側に倉庫が建てられ、倉庫横の通路は狭く、また、日当たりも良くないため、その頃から耕作はしていませんでした。そのため農地に復元するのは容易ではなく農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま。この件につきましては、原委員、宮原職務代理に現地をご確認いただいております。

<原委員>

まず謝らなければいけないのですが、現地を確認していますというのが申し訳なかったのですが、大雪になりまして担当して下さっていた B さんと現地まで入っていくことはちょっと無理かもしれないということになりまして、この日 9 時に宮原職務代理と行くつもりでございました。それでじゃあどうしようかということになりまして、車がとにかく通れないかもしれないということで、このような写真付きの全ての書類を見せていただきまして、24 日には現地を確認はしておりません。書類だけは全部そろって、写真も付けていただいて、今説明があったように、もう耕すことができない原野の申請をということでありました。会長さん、このような事情で行っておりませんので、もしちゃんと見たほうが良いということであれば、これから行きますのでご審議をしてください。

<有賀会長>

どうですかね？確認したほうがいいですかね？

<宮原職務代理>

今状況的に非農地に、いわゆる畑を原野にするということで売買とちょっと違うもんですからね、書類だけにしてもらっていいではないかという考えもひとつ成り立つわけで。

<有賀会長>

今の代理の意見でいいですかね？

<原委員>

いくらでも行ってきます。天気も良くなりましたし、スタッドレスにちゃんと換えましたので、いくらでも行きます。

<有賀会長>

それじゃ、現地を確認してもらったほうがいいですよ？じゃ、そのようにお願いします。

<原委員>

この件、一ヶ月遅れるようなことになってしまいますが。

<有賀会長>

追って事務局のほうに確認の報告だけしてもらえば。今日の委員会で許可ということで。それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。じゃ、次に。

【議案第4号、農業振興地域整備計画の軽微変更について】

<中畑事務局次長>

農業振興地域整備計画の軽微変更であります。こちらは軽微な変更ということで、農振農用地からの除外ではなく用途の変更を行うものであります。農振農用地の除外につきましては年に2回、農業振興地域整備促進協議会で審議しておりますが、農地法第4条の届出に関する用途の変更に関しては、協議会での審議対象とはならず、農業委員会で許可を得るものとされております。

それでは申出の概要であります。地図は1枚目の表をごらんください。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのAさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積414㎡のうち70㎡を農業用倉庫として利用するための申請です。申請者は隣接地に住宅を新築し移住してまいりましたが、今後

農業を営むに当たり農業用倉庫が必要となったため、用途変更を行うものであります。こちらは後ほどの報告事項にありますが農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出があわせて提出されております。

<有賀会長>

この件について何かご質問ございましたら、よろしいですか？それでは農業委員さん挙手を。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず(1)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出ですが、先ほどご審議いただきました軽微変更に関するものが1件、議案書のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続けて、(2)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが1件、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

最後に、(3)認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う農地転用でございますが、議案書のとおりでございます。いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

この件について何かご質問ありますか？はい、ありがとうございました。それではその他へ。

その他

○農地等の利用の最適化の推進に関する指針(中畑事務局長)

○農業振興地域整備計画の軽微な変更について(事務局 横内)

○「農業功労者表彰、農業名人認定候補者の推薦」について(事務局 横内)

○ファーマーズのつどい(事務局 横内)

主催:上伊那農業委員会協議会 共催:JA、農業会議

今年度は事例発表、広報活動を辰野町が担当。日程は2月下旬予定。

(案)米粉レシピと試食、有害鳥獣対策、あんぼ柿、蔵番 等

○信州の環境にやさしい農産物認証制度の説明会について

次回委員会開催日:1月6日(金) 午前9時00分から 役場1階第2会議室

今後の予定

12月6日(火) 農業者年金推進研修会(伊那市) 小島委員・宮澤委員・新村委員

12月13日(火)長野県農村女性フェスティバル(長野市) 女性委員、マイスター

2月下旬 上伊那ファーマーズの集い(伊那市) 農業委員・推進委員

2月～3月頃 懇親会

(閉会)

<宮原職務代理>

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。年末年始と続くわけですが、2月の末には農業委員会として一番大きな上伊那ファーマーズの集いが予定されております。その件に関して小さなことでもお気づきのことがあったら事務局のほうへどんどん意見を申し上げていただきたい。農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印